

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を身に付けることができる学校づくりにも取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(3) いじめ認知の判断は次の通りとする。

①いじめの事実や聞き取りを認めた場合、随時校内いじめ対策委員会を開催し、いじめの実態を正確に把握する。

②いじめアンケートに「いやなことがあった」と記載しているものは、基本的に「いじめ認知」として取り扱い、いじめ見逃しゼロを目指す。

(4) いじめの解消 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、生活係、養護教諭、該当児童担任で構成し、必要に応じて、民生委員、保護司、スクールカウンセラーなど外部専門家を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・いじめアンケートや学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生徒指導委員会や生徒指導交流会（毎週木曜日）等で、日頃から気になる児童について情報共有に努め、指導方針や指導方法等の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートの結果の集約、分析、対策の検討を行い、「いじめ見逃しゼロ」に努め、早期発見と実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・アンケートの結果を保護者に伝え、いじめ防止等の意識を高める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活係を中心に適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・いじめ事案の経過の記録をとり、職員に報告し今後の指導に生かす。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 「いじめはどんな理由があっても許されない」という視点を徹底し、学年の発達段階に応じた指導を行うことで、児童一人一人のいじめ防止に対する意識を高める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童の様子を観察したり、会話や日記等の内容を把握したりする中で、気になる行動について、生徒指導委員会や生徒指導交流会（毎週木曜日）等で情報交換をする。
- イ いじめアンケート（年2回）やhyper-QU、教育相談を実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめアンケートや教育相談の聞き取り内容をもとに、校内いじめ対策委員会によるいじめ認知を行い、速やかに全職員で共有する。
- オ アンケート内容や教育相談結果は、学級担任より保護者に伝え、学校・家庭間（状況によっては児童などの外部機関）との協働のもと、子どもが安全・安心な学校生活を送るための環境づくりを行い見守り体制を構築する。
- カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら生徒指導部を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や支援を行う。
- エ 該当児童の保護者へは誠意ある態度で接し、事実・指導経過報告等を伝え、協力を仰ぎ対処する。

- オ 教職員の共通理解，スクールカウンセラー等の専門家や，警察署，児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については，必要に応じて警察等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告をし，「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は，「いじめ対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については，被害児童，保護者に対して適切に情報を提供する。

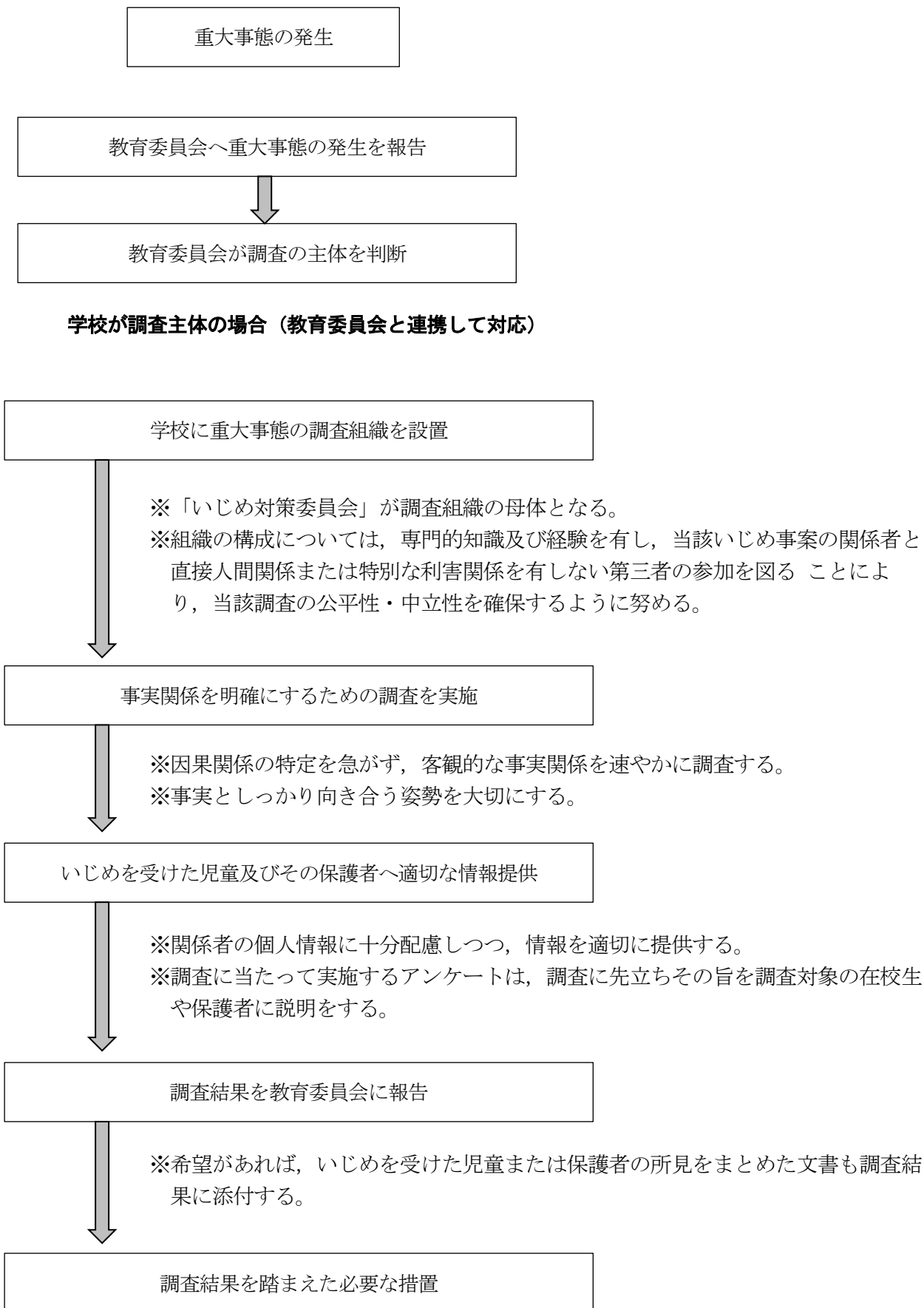
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については，P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し，実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価，及び保護者アンケートを年に1回実施（11月）し，いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行うとともに，その結果を保護者に知らせる。
- (3) 学校評議員会等を通して，いじめに関する取組の検証を行い，今後の取組に役立てる。

6 その他

- (1) いじめに関する校内研修を計画し，児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は学校だよりや学校HPなどで保護者への周知をする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



いじめ防止年間計画

		いじめ対策委員会等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓	○『学校いじめ防止基本方針』の内容確認	○縦割り班清掃(通年)	○ネットパトロール(通年)	○学校だより・HPで『学校いじめ防止基本方針』の説明 ○学級懇談 ○PTA総会
5月		○全教職員による実態把握と指導の検証	○児童会集会活動	○いじめアンケート	○『学校いじめ防止基本方針』の説明(学校運営協議会)
6月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○アンケート・教育相談をもとにしたいじめ認知	○情報モラル教育	○教育相談週間	
7月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○教職員自己評価Ⅰ			○個人懇談
8月		○全教職員による実態把握と指導の検証		○QU実施	
9月		○全教職員による実態把握と指導の検証	○児童会集会活動		
10月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○いじめ解消に向けた協議		○いじめアンケート ○教育相談週間	
11月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○アンケート・教育相談をもとにしたいじめ認知 ○教職員自己評価Ⅱ			○学校評価開始 ○学校の取組の共有(学校運営協議会)
12月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○学校評価の検証(含：年度末反省)			○学校評価集約・分析→新年度計画へ ○学級懇談
1月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○学校評価を受けた新年度の方針確認	○児童会集会活動		
2月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○いじめ解消に向けた協議			○学校評価の検証(学校運営協議会)
3月		○全教職員による実態把握と指導の検証 ○『基本方針』見直し			○学級懇談

【いじめの早期発見について】

音江小学校

1 実態把握の方法

いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行っていくことが必要である。その理由の一つは、いじめが一部の特定の児童生徒だけが関わって生じる問題ではなく、状況次第で誰もが加害者・被害者にもなり得るからである。

(1) いじめのサインと早期発見の情報源

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まずいじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要となる。

〈 ア 児童生徒の出すサインの場面と視点 〉

次のような場面、視点で日頃から児童を観察する。

場面：授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、クラブ活動、登下校時間

視点：顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、声を掛けたときの反応、学習用品、身の回りの物、机の落書き、生活ノート ほか

〈 イ その他の情報源 〉

児童生徒の実態は、次のことから把握できる。

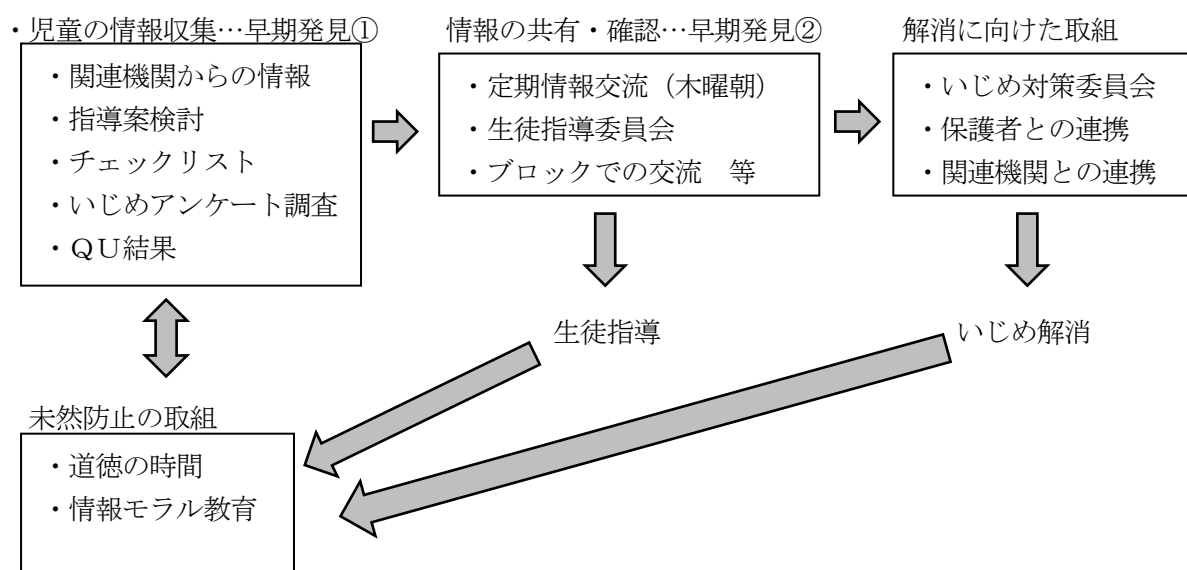
○教育相談の記録 ○欠席、遅刻の状況 ○他の職員との情報共有 ○保護者からの情報

○養護教諭との連携 ○地域からの情報 ○スクールカウンセラーとの連携

○校種間・学校間の引き継ぎ ○アンケート調査 ○ハイパーQU ○ネットパトロール

〈 ウ 音江小いじめ発見チェックリストの活用 〉

いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっていく。しかし、いじめられている児童は何らかのサインを発している。いじめ等の人的関係のトラブルを早期に発見するためのチェックリストを参考に児童の観察を行う。



(2) いじめに関するアンケートについて

ア 実施時期

全校一斉に行う。(例 1回目：5月～6月 2回目：10月～11月)

イ 実施内容

学級においてアンケートを記名式で行う。アンケート結果については、学級担任が集計し、教育相談を活用し、内容の追跡調査を行う。生活係が追跡調査をまとめる。

ウ いじめの認知

アンケートの記載結果と教育相談の内容を受けた追跡調査を職員全体に周知し、学校としての調査概要を共有するとともに、追跡調査の内容からいじめ認知の判定を行う。

判定は、いじめ対策委員会にて協議し、認知判定の内容は速やかに全職員で共有する。

※いじめアンケートに「いやなことがあった」と回答した場合、基本的に全件を『いじめ認知』とし、全職員・保護者による見守り体制をとる。(概ね3か月後に「いじめ解消」の判断を行う。)